# 人にやさしい街づくりに関する施策の取組状況について

## 1 条例遵守義務の指導強化

## (1) 基本施策:整備計画届出率の向上(図1)

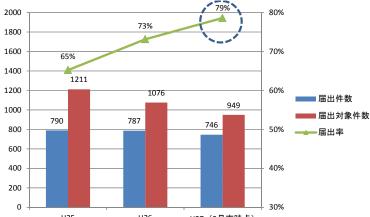
## ①届出義務の周知徹底

- ・愛知建築士会及び愛知県建築士事務所協会の支部長会において、条例の届出義務を説明、 各会員に届出義務のパンフレットによる周知を依頼。
- ・建築士会、建築士事務所協会の窓口で、随時パンフレットを配布するよう依頼。(配布部数:愛知建築士会 300 部、愛知県建築士事務所協会 600 部)
- ・建築士事務所協会が定期的に送付する建築士向けの会報誌に、パンフレットを同封。
- ・県内の指定確認検査機関の窓口に、パンフレットの設置を依頼。(6機関各50部)

## ②未届出事業者への届出の督促(H24年度より実施)

・建築確認申請の建築計画概要書と照合して、整備計画の届出をしていない事業者に対し、 文書で届出の督促を実施。(<u>愛知県分について平成27年11月より年4回実施から毎月</u>

実施に督促を強化)



### (2) 基本施策:整備計画適合率の向上(図2)

## ③事業者の意識の向上

- ・整備基準に適合しない事業者には、条例の整備基準を遵守するよう指導する文書を届出 事業者に対して送付。(H24 年度より実施)
- ・<u>届出件数が多い事業者(コンビニ)に対して、事業所を訪問し、不適合項目について指導・</u>助言を実施。

#### 4) 整備基準の明確化

・H25年3月改正(H25年7月施行)の条例施行規則の改正に合せて、有識者会議による意見を踏まえ、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説」を改訂し、刊行。(参考

図や写真等を交え、内容の充実を図った。)

・届出の記載例及び解説を WEB に掲載。

## 適合状況の実態調査(H28年度予定)

・これまで行ってきた指導・助言に対す るバリアフリーの実施状況等について 調査・検討を実施する。

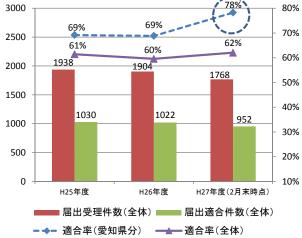


図1. 整備計画届出率の推移(愛知県管轄分)

図2. 整備計画適合率の推移(事務処理市を含む愛知県全体)

## (3) 基本施策:整備基準適合建築物の増加(図3)

### ⑤整備計画届出書、適合証の活用

- ・ 適合の届出があった場合に通知書の交付時にパンフレットを配布し、適合証の請求を呼び掛け。
- ・多くの人が利用する公共施設での貼付の増加により、基準に適合している施設であることを広く一般の方に知ってもらうため、公共施設の管理者に対して、適合証の請求を呼び掛け。
- ・県、市町村が施設の新築等を行う場合に、求めに応じて、整備計画に対する技術的な助言を実施。(H25 年度 17 件、H26 年度 26 件、H27 年度 2 月末時点 18 件)
- ・届出件数が多い事業者(コンビニ)を訪問し、適合証の請求を呼びかけ。



図3. 適合証交付率の推移(事務処理市を含む愛知県全体)

## 2 より望ましい施設整備への誘導

## (1) 基本施策:望ましい基準による施設整備の促進

#### ⑥望ましい基準の点検

・望ましい基準の点検を行うため、項目別や障害別に情報収集を行い、PDCA サイクルより各 基準のスパイラルアップを図る。

#### <情報収集、調査内容>

ア 高齢者、障害者等の意見聴取

イ 技術開発の進展状況の把握(メーカーの取組等の調査など)

ウ 整備の考え方の変化を把握(国や他自治体の取組の調査など)

#### <PDCA サイクル>

Plan (計画) :情報収集、調査

→Do (実行) : 改定作業

→Check (評価) : 意見聴取、基準の再評価

→Action (改善) : 意見聴取結果の反映



## (2) 基本施策:利用者と共につくる街づくりの拡充

## ⑦公共建築物における意見聴取の促進(H17年度の条例等の改正施行に伴い H18年度より実施)

- ・4月に県有施設の整備計画の把握のため、県庁内各課室に対して施設計画の調査を実施。
- ・5月に担当課に連絡をとり、意見聴取の対象施設、開催時期等をヒアリング。(当課も意見聴取会に参加)
- ・これまで 16 件の意見聴取会を実施。(<u>H27 年度は、愛知県芸術大学美術学部新デザイン棟</u> 建設工事を始め、4 件実施)

## ⑧コーディネーター登録制度の創設

・コーディネーターの登録制度の創設については、意見聴取会等でアドバイザー等の活用を 図りつつ、その実施結果をみながら引き続き検討する。

## 3 既存道路・公園における整備の促進

## 基本施策:整備に向けた支援の実施

### ⑨移動等円滑化基本構想の作成の促進

- ・H24、25 年度においては、市町村に対し、移動等円滑化基本構想の策定を促す通知を行った。(H26 年度より、中部運輸局が市町村に直接通知)
- ・H27 年度までに、移動等円滑化基本構想が策定済みは 9 市町 15 地区。

### ⑩バリアフリー化の整備状況の把握

- ・既存の道路及び公園のバリアフリー化が推進するよう、道路維持課及び公園緑地課から、 既存の道路及び公園の特定施設のバリアフリー化の整備状況データを受領し、働きかけ行っている。
- ・施設整備をする際に、管理者の求めに応じ、整備計画の技術的助言を実施。 (H25 年度 4 件、H26 年度 6 件、H27 年度 2 月末時点 1 件)

## 4 情報提供・教育活動の拡充

#### (1) 基本施策:事業者・専門家への啓発活動の充実

- ⑪建築士に対する指導・助言、啓発
- ・<u>窓口において建築士に対する指導・助言を強化。(適合するように計画の修正案などを提示</u>しながら指導・助言を行い、整備計画の修正を促す。)

#### (12)工業高校生等向け講座の新設

- ・H25 年度より、将来建築に携わる建築系の工業高校生や大学生などに、条例の整備基準等の理解を図るため、「県政お届け講座」に、人にやさしい街づくりをテーマとする講座を新設。
- ・<u>31校の工業高等学校により構成する「愛知県工業高等学校長会」において、上記の講座</u> について案内。
- ・ 愛知県内の工業高校及び福祉関係学科を設置している大学に、上記の講座について文書による周知を実施。

#### (2) 基本施策:県民向けの普及活動の充実

#### ③出前講座等の実施

- ・小学校出前講座: H19 年度より毎年開催し、これまで延べ18 校で開催。H27 年度は1 校開催。
- ・県政お届け講座: H25 年度は、2 団体から応募があり実施したが、H26、27 年度はなし。

#### (4)県内全域での地域セミナーの開催

- ・H8 年度より毎年開催し、これまで延べ67 市町で開催。
- ・H27年度は、名古屋市、蒲郡市の2市で開催。

## ⑤人にやさしい街づくり賞の活用

- ・これまでの人街賞受賞者 155 件に対し、追跡調査をアンケート形式により実施。
- ・<u>現地調査、ヒアリングを行った上で人にやさしい街づくり賞ガイドブック(仮称)としてま</u> とめる。(H28 年度実施予定)

## 16アドバイザー登録制度の拡充

・H26年7月 「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習及び登録制度」を創設。

### <制度の内容>

- 「・県が指定講習の基準等を定め、県が指定した団体等が指定講習を実施。
- |・指定講習修了者は、「人にやさしい街づくりアドバイザー」の登録申請が可能。
- ・H26年度、H27年度は、それぞれ県が指定した1団体が指定講習を実施。
- ・(H26 年度実績) 受講 19 名、うち、アドバイザー登録 8 名
- (H27 年度実績) 受講 18 名